

船舶事故調査報告書

令和3年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年11月10日 06時30分ごろ
発生場所	熊本県天草市赤崎港北方沖 天草港赤崎防波堤灯台から真方位006° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯32° 32.3′ 東経130° 19.3′）
事故の概要	漁船 ^{かず} 一丸は、底びき網漁の揚網作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和2年11月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 一丸、3.5トン KM3-51936（漁船登録番号）、個人所有 10.36m（Lr）×2.55m×0.75m、FRP ディーゼル機関、52kW（動力漁船登録票による）、平成8年10月1日
乗組員等に関する情報	船長 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月2日 免許証交付日 平成28年3月10日 （令和4年2月19日まで有効） 甲板員 27歳
死傷者等	軽傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、令和2年11月10日06時00分ごろ、かけ回し式と呼ばれる小型機船底びき網漁の操業を行う目的で、赤崎港を出港した。 船長及び甲板員は、06時10分ごろ赤崎港北方沖の漁場に到着し、1回目の投網作業を終えた後、船長が右舷側甲板で、甲板員が左舷側甲板でそれぞれ揚網作業を開始した。 甲板員は、操舵室左舷側のサイドローラで巻き上げられた引き綱を同ローラの船首側甲板に束ねた後、続いて巻き上げられる底綱を同

ローラの船尾側上方に設置された後部ローラに掛ける目的で後部甲板に移動した。(写真1、写真2参照)

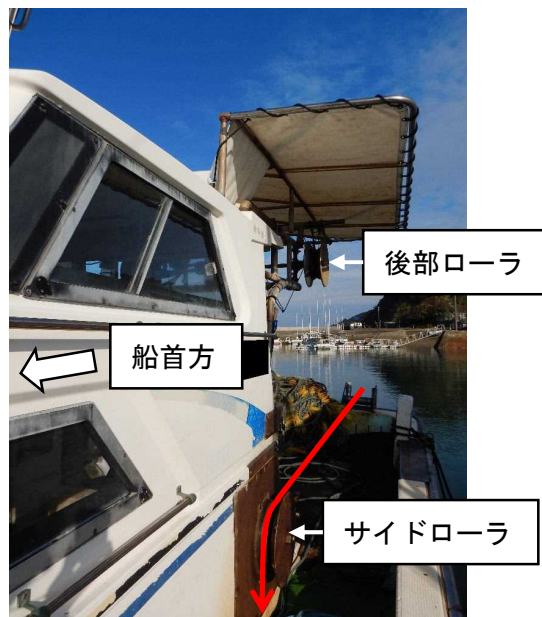


写真1 引き網を巻き上げる方向

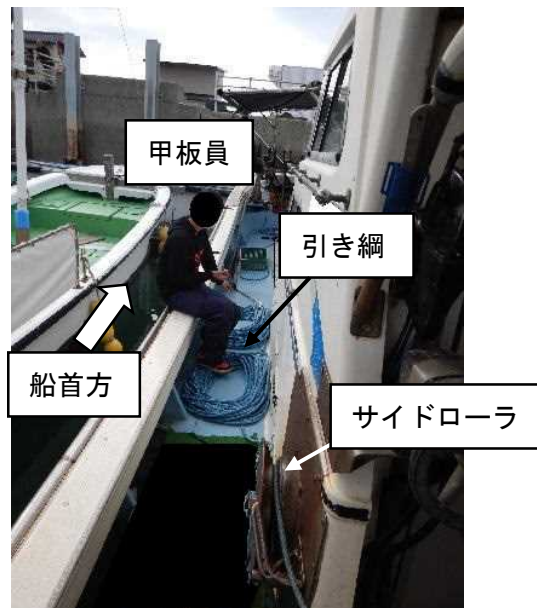


写真2 引き網を束ねる作業

甲板員は、サイドローラで巻き上げられた底網を後部ローラの下方に束ねることとし、サイドローラの後方で中腰となって船首方を向いた姿勢で底網を手繰っていたところ、06時30分ごろ、網が根掛かりして底網が繰り出されるとともに、自身の後方に束ねていた底網がサイドローラの方に引っ張られ、同網に取り付けられたチェーンが

跳ねて顔面を直撃した。(写真3、写真4参照)

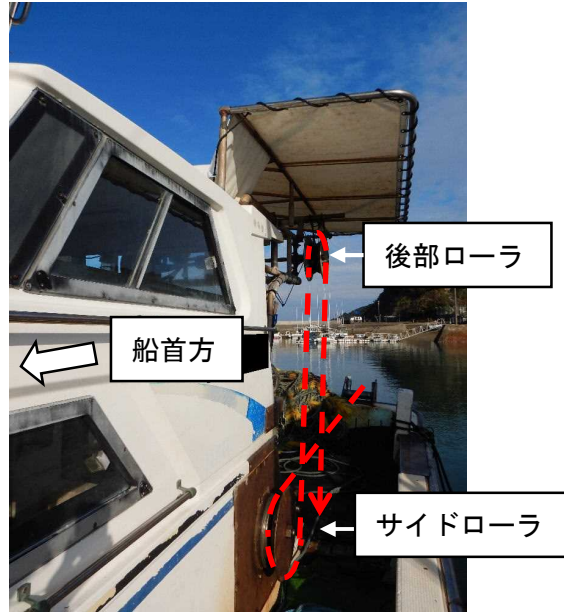


写真3 底網を巻き上げる方向



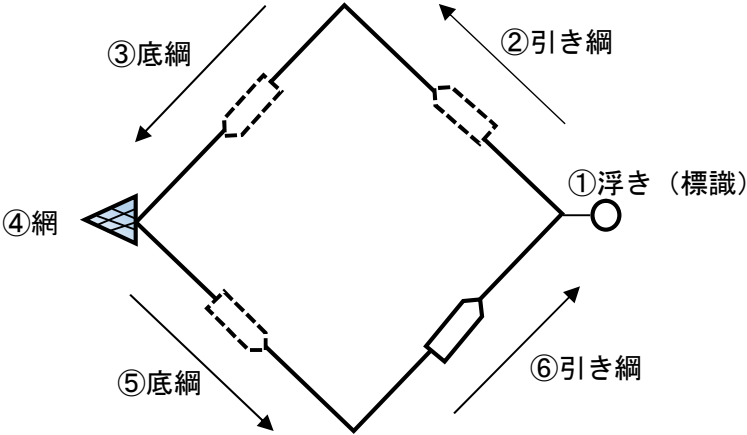
写真4 後部ローラに掛ける底網を束ねる作業

船長は、ガチャツという異音を聞いて振り向いたところ、うずくまっている甲板員を認め、甲板員が負傷したことを知った。

船長は、揚網作業を終えて帰港した後、119番通報を行った。

甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、歯牙損傷、耳介裂創及び口唇挫創と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

<p>その他の事項</p>	<p>本船の底びき網漁は、浮き（標識）を海に投入したのち、四角形を描くように引き綱、底綱、網、底綱、引き綱の順に漁具を投入し、浮きを回収したら、船尾部両舷から引き綱、底綱、網の順に巻き上げる方法であった。（図1参照）</p>  <p>図1 操業方法</p> <p>本船の底綱には、重りとして多数のチェーンが取り付けられていた。</p> <p>船長は、本船での底びき網漁の経験が約20年あったものの、底綱のチェーンが跳ねた経験はなかった。</p> <p>船長は、甲板員に対して、投網時は束ねている網に足を入れない等の注意を与えていたものの、揚網時は危険な作業がないと思い、特段の注意を与えていなかった。</p> <p>甲板員は、令和2年3月ごろから本船に乗船しており、底びき網漁の経験が約8か月であった。</p> <p>船長及び甲板員は、これまで揚網時に網が根掛かりしても自然に外れていたもので、綱が繰り出されるとは思っていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、赤崎港北方沖において、揚網作業中、甲板員が、サイドローラの後方で手繰った底綱を自身の後方に束ねていたことから、網が根掛かりして底綱が繰り出された際、束ねていた底綱がサイドローラの方に引っ張られ、同綱に取り付けられたチェーンが跳ねて顔面に当たって負傷したものと推定される。</p> <p>甲板員は、これまで揚網時に網が繰り出されたことはなかったことから、底綱のチェーンが跳ねることはないと思い、自身の後方に底綱を束ねていたものと考えられる</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、赤崎港北方沖において、揚網作業中、甲板員</p>

	<p>が、サイドローラの後方で手繰った底綱を自身の後方に束ねていたため、綱が根掛かりして底綱が繰り出された際、束ねていた底綱がサイドローラの方に引っ張られ、同綱に取り付けられたチェーンが跳ねて顔面に当たったことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揚網作業を行う際は、根掛かり等により綱が繰り出されることを念頭において作業を行うこと。 ・ 事故発生時には速やかに海上保安庁へ通報すること。

付図1 事故発生場所概略図

